

令和6年度 大阪府相談支援従事者現任研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け(指定番号3)、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

なお、令和2年度より研修カリキュラムが変更され、研修日が3日から4日(演習2日→3日)となり、研修期間内に実施していただくインターバル(課題実習)が設けられています。

1 目的 本研修は「相談支援専門員」の更新に必要な研修です。

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的とします。

2 定員 240名 程度

3 受講対象者

以下の(1)と(2)の要件を満たす者。

(1)初任者研修を修了後、大阪府内の指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者、あるいは従事しようとする者で一定の実務経験を有する者。

ただし、経過措置として旧カリキュラム受講者の初回受講時については下記の要件は求めません。

☆ 相談支援従事者現任研修の実務経験等(令和2年度改正内容)

① 初回の現任研修…過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

② 2回目以降の現任研修…過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、又は現に相談支援業務に従事していること

※ 主任相談支援専門員研修を修了した場合は、現任研修を修了したものとみなされます。

☆ 経過措置の対象者 (注)経過措置は令和6年度で終了となります。

旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前過去5年間(平成27年4月1日～令和2年3月31日)に相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修、相談支援従事者初任者研修を修了した者

(2)相談支援従事者初任者研修(5日課程・7日課程)あるいは障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程(以下「初任者研修等」という)を修了した年度の翌年度を初年度とした5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする者。

▽ 相談支援従事者初任者研修等の修了年度から5年度を過ぎて相談支援従事者現任研修を修了しなかった者は受講できません。

▽ 受講資格については、別紙「相談支援従事者現任研修 受講年度の確認票」を用いて各自でご確認ください。

4 事前課題の提出について

演習では、受講者ご自身の担当ケース(以下、「事前課題」という)を用いて演習を行います。

インターバル期間中、実習課題に取り組んでいただきますので、「事前課題」と「実習課題」の両方が提出できることを前提としてお申し込みください。

事前課題ならびに実習課題が提出できない場合、研修は受講できず修了となりませんのでご注意ください。

5 日時と会場 (内容 講義1日、演習3日)

日程		A日程	B日程	C日程	D日程
1 日目	全体講義	講義動画をWeb配信 <<配信期間:6月12日~17日までの7日間>>			
2 日目	演習1	令和6年6月18日(火) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年6月19日(水) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年6月20日(木) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年6月21日(金) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂
★インターバル①(課題実習) ◎講義・演習の内容を元に、各自課題を行う (課題)実践例を1例選定し、課題についてインターバル受入先から意見・助言等を受ける					
3 日目	演習2	令和6年7月16日(火) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年7月17日(水) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年7月18日(木) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年7月19日(金) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂
★インターバル②(課題実習) ◎講義・演習の内容を元に、各自課題を行う (課題1)地域自立支援協議会の部会等に参加し、運営体制・状況等を理解する (課題2)勤務する地域の状況を知るため、地域調査を行う					
4 日目	演習3	令和6年8月27日(火) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年8月28日(水) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年8月29日(木) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂	令和6年8月30日(金) 9:30~17:00 大阪私学会館 講堂

▽講義動画をWeb配信にて実施します。YouTubeが視聴できる端末とインターネット環境をご準備ください。

▽演習日程は事務局で決定し、受講決定通知時にお知らせします。(演習日程の指定はできません)

▽全講義の視聴及び、演習においていずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申し込みください

▽受付は8時45分~9時30分を予定しています。

▽実施日程および時間は予定です。当日の状況により研修の延期又は中止となる場合があります。

【会場】大阪私学会館 大阪市都島区網島町6-20

- ①地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋駅」徒歩約12分
- ②京阪電鉄「京橋駅」徒歩約12分
- ③JR環状線「京橋駅」徒歩約12分
- ④JR東西線「大阪城北詰駅」徒歩約2分

6 受講の申込方法について

提出物および添付データ 確認一覧

現任研修 初回申込の方		
1	推薦書	推薦が得られない方は「推薦欄」以外を記入
2	相談支援従事者初任者研修 修了証書をPDF・JPEG等にデータ化	「相談支援従事者初任者研修(1・5・7日課程)修了証」
現任研修 2回目以降の申込の方		
1	推薦書	推薦が得られない方は「推薦欄」以外を記入
2	相談支援従事者初任者研修 修了証書をPDF・JPEG等にデータ化	「相談支援従事者初任者研修(1・5・7日課程)修了証」
3	相談支援従事者現任研修 修了証書をPDF・JPEG等にデータ化	直近の「現任研修修了証書」のみを添付

【申込手順】 当法人ホームページ上の「申込フォーム」に必要事項を入力し、上記データを添付してください

①「学則」「募集要項」を確認のうえ「推薦書」を当法人ホームページよりダウンロードして必要事項を記入

※ 推薦が得られない方も「推薦欄以外」の項目をご記入ください



② 受講推薦を得て必要事項を記入した「推薦書」をスキャナで読み取り、PDF・JPEG等にデータ化

※ 推薦書のファイル名は、【 受講申込者の名前 】にしてください



③「相談支援従事者初任者研修」および「現任研修」の修了証書をPDF・JPEG等にデータ化して添付

※ 添付データの詳細は、上記の「提出物・確認一覧」をご確認ください



④ ホームページ上の「申込フォーム」に必要事項を入力の上、「推薦書」および各「修了証書」を添付してデータ送信



⑤ 入力フォームの「送信」ボタンを押して受付が完了すると「@fukspo.org」からメールが届きます

※「@fukspo.org」からのメールが受信できるように受信設定をしておいてください。

ホームページURL : <https://supokyo-kensyu.org/>
申込締切日時 : 令和6年4月17日(水) 17:00

▽研修申込締切日の4月17日(水)の17時以降、申込フォームからの入力送信ができなくなります。

締切直前の入力で受付ができなかった場合でも考慮いたしませんので、余裕をもってお申し込みください。

▽直接持参された申込書、およびFAXやメールでの申込については一切受付いたしません。

7 受講者の決定及び通知

▽受講の可否通知は、5月7日(火)頃に発送予定です。5月10日(金)までに通知が届かなかった場合は、研修事務局までお問合せください。

8 受講費用 38,000円(税込)

▽「振込先と振込方法」は、受講決定通知に同封する「振込依頼書」をご確認ください。

▽領収証の発行はいたしません。金融機関からのお振込控え等をもって、領収証にかえさせていただきます。

▽振込手数料は受講者負担をお願いいたします。

▽納付済の受講料については返金できません。ご了承の上、お申し込みください。

9 令和6年度 指定研修事業者(現任研修)

令和6年度の大阪府における指定研修事業者、募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪市障害者福祉・スポーツ協会(指定番号3)	大阪府社会福祉事業団(指定番号1)
募集期間	令和6年4月8日～4月17日	令和6年8月下旬(予定)
研修期間	令和6年6月12日～8月30日	令和6年12月下旬～令和7年3月7日(予定)
会場	大阪市内	大阪市内

10 受講決定における優先順位

受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、次の順番で優先順位をつけて選考します。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。

■現任研修の優先順位について

- ① 今年度に受講しなければ相談支援専門員の要件を欠いてしまう者。
- ② 相談支援従事者初任者研修又は障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者を対象とした相談支援従事者初任者研修の1日課程を修了した年度の翌年度を初年度として、以降の5年度ごとの末日までの残っている期間が少ない者。
(あと1年⇒あと2年)

11 研修の修了及び修了証書の交付

★全ての講義及び演習を受講した方に修了証書を交付します。

下記の事項に加え、いずれかの演習を欠席した場合や講義レポート及び事前課題・インターバル期間中の各課題について期日までの不提出、及び内容の不足や不良等の不備がある場合は、修了証書を交付いたしませんのでご了承ください。

▽10分以上の遅刻・早退・電話連絡等による途中退室があった場合。

▽申込書及び推薦書記載の受講生であることが確認できない場合。

※研修当日に受講者本人であることを確認するために証明書の提示を求めますので、マイナンバーカードなど顔写真付きの証明書をご持参ください。

▽受講態度が著しく不良(講師の指示に従わないなどの研修進行の妨害、研修中の居眠りやおしゃべり、事前に支援ツールとしての申し出なくスマートフォンやタブレット、パソコンなどを使用)の場合。

▽申込書類に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても受講決定や研修修了取消の措置をとります。

12 その他

- ▽申込フォームに入力していただいた内容を、研修の運営上、所属している(予定の)事業所がある市町村及びインターバル受入先に情報提供することについてご了承ください。
- ▽自然災害(台風など)及び事故などが発生した場合、研修の延期や実施方法の変更、または中止となる可能性がありますので、その旨をご理解・ご了承の上でお申し込みください。
- ▽入所施設で従事されている方もおられますので、マスク着用と手指消毒等にご協力ください。発熱・咳等の症状があるなど体調の悪い方は、研修の受講をお控えいただく場合があります。
- ▽最新の情報は当法人ホームページ(<https://supokyo-kensyu.org/>)でお知らせいたします。

13 お問い合わせ先

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
(研修事務局)大阪市障がい者相談支援研修センター
〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号 大阪市立早川福祉会館内
電話:06-6622-1205
受付時間:平日 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)
お問い合わせフォーム: <http://www.supokyo-kensyu.org/offer>

○ 大阪市障がい者相談支援研修センターホームページ (研修に関するお知らせはHPをご覧ください)

【 ホームページはこちら 】



大阪市障がい者相談支援研修センター ホームページ

検索



大阪府相談支援従事者現任研修 研修プログラム

1 日程およびカリキュラム

本研修では、研修日程外の時間で行っていただく「事前課題」ならびに「インターバル(課題実習)」があります。

下表に課題と注意事項等を記載していますので、内容をご確認ください。

事前課題ならびに実習課題が提出できる事、インターバル期間中の実習が可能である事を前提にお申し込みください。

全体講義		
日程	講義カリキュラム	提出課題
1日目 Web配信	オリエンテーション、研修受講ガイダンス、障がい福祉の動向、地域を基盤としたソーシャルワークⅠ～Ⅲ スーパービジョンの理解とグループスーパービジョンの進め方	全体講義レポート
演習		
日程	演習カリキュラム	提出課題
演習初日 までの準備	演習で使用する事例について、右記の事前課題を作成する	①「ケース報告書」②「エコマップ」
2日目 (演習1)	・個別相談支援 ・ケース報告と検討課題の意見交換 ・インターバル1に向けた課題整理及び説明	上記の課題(2点)及び全体講義レポートを提出できない場合、受講不可となります。
インターバル1 (約1ヶ月間)	ケースの課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施します。 ※演習2日目はインターバル1の報告・意見交換を行います。	①「インターバル報告書①」
3日目 (演習2)	・インターバル1の協議内容報告と意見交換 ・チームアプローチ ・インターバル2の説明	上記の課題(1点)を提出できない場合、受講不可となります。
インターバル2 (約1ヶ月間)	・地域自立支援協議会の体制や運営状況等を理解するため、協議会や部会等に参加します。 ・ご自身の業務地域の相談支援体制を理解するための調査を行います。 ※演習3日目はインターバル2の報告・意見交換を行います	①「インターバル報告書②」 ②「地域アセスメントシート」
4日目 (演習3)	・インターバル2期間中の協議内容報告と意見交換 ・個別の支援から地域支援の展開、コミュニティワーク ・地域課題の分析、及び地域支援の展開 ・グループスーパービジョン等の継続研修の必要性和演習全体の振り返り・まとめ	上記の課題(2点)を提出できない場合、受講不可となります。

2 提出課題について

【課題提出の注意点】

全ての課題を、朝の受付時にご提出いただけない者(忘れた者、および書式の不足やインターバル調査先の所属・担当者の記入がない、未記入等の不備も含む)につきましては、以降の演習は受講できずに演習修了となりませんので、提出前に必ず内容を確認して、記載忘れなどの不備やお間違いのないよう準備をしてください。

※ 各課題の所定の様式については、当法人ホームページに順次掲載いたします。

●事前課題(演習前)

演習1日目にご自身の相談支援の振り返りを行いますので、受講者ご自身のケースを基に事前課題を作成してください。

事前課題は研修2日目(演習1)の受付時に必ずご提出ください。事前課題のご提出がない者(白紙および忘れた者も含む)は、演習を受講できませんので演習修了とはなりません。

【事前課題】(1)事例報告書 (2)エコマップ の2点を作成してください。

【事前課題作成の留意点】

所定の様式以外の課題提出は受け付けをいたしませんので、必ず当法人ホームページから所定の様式をダウンロードして、課題を作成してください。

※ケースの選定については、3. ケース(事前課題)の選定にかかる留意事項をご確認ください。

●課題実習(インターバル)

① インターバルの課題も事前課題と同様に、課題を提出できない者は以降の演習を受講できませんので、受講者ご自身のケースを基に課題を作成できるかご確認の上お申込みください。

インターバル期間中の課題を3日目(演習2)、4日目(演習3)の受付時に提出できない者(忘れた者や白紙の者も含む)につきましては、以降の演習を受講できませんので必ず課題を作成してご持参ください。

② インターバル受入先については後日、当法人ホームページに一覧表を掲載しますので、ご自身が勤められている地域の受入先を確認した上、各自で実習日程を調整してください。

③ 受講者と実習協力者間のトラブルおよび実習の日程調整について、研修事務局は一切関与しません。

上記の点をご了解の上、お申し込みください。

【インターバル1】 研修2日目(演習1)から3日目(演習2)の間で取り組んでください。

課題 実事例の課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施します。

提出書類 インターバル報告書① の1点。

【方法】 ① ケース(事前課題)の報告を通して整理・抽出された支援課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けます。

② 上記の意見・助言に基づき、支援を実施します。

※ 演習2日目ではインターバル1の報告・意見交換を行います。

【インターバル2】研修3日目(演習2)から4日目(演習3)の間で取り組んでください。

課題 地域自立支援協議会の体制や運営状況等を理解するため、協議会や部会等に参加します。
ご自身の業務地域の相談支援体制を理解するための調査を行います。

提出書類 インターバル報告書② 地域アセスメントシート の2点。

※自立支援協議会に参加した上で、「インターバル報告書②インターバル後」にご自身で参加した日・説明を受けた日、確認者・説明者を記入してください。

※インターバル受入先(調査先)で「地域アセスメントシート」の記入内容を確認してもらい、ご自身で対応者の所属・氏名を記入してください。

【方法】 地域自立支援協議会に参加し、相談支援体制(基幹・委託・指定の役割や相談支援連絡会の開催状況、事例検討会の有無等)、自立支援協議会の体制を調査・整理します。

※演習3日目ではインターバル2の報告・意見交換を行います。

▽実習にあたっては、事前にホームページ等で地域の状況について下調べをした上で、インターバル受入先(調査先)を訪問して内容を確認してください。

▽インターバル期間中に地域自立支援協議会や部会等に参加できない場合は、基幹相談支援センターなどで説明を受けてきてください。

3 ケース(事前課題)の選定にかかる留意事項

ケースの選定方法(以下の全てに該当する利用者を選定すること)

- ① 受講者ご自身のケースで、実際に面談が可能な利用者
 - ② 守秘義務が守られる場所で面談可能な利用者
 - ③ ケアマネジメント技法を用いた支援に適する利用者
(例)地域生活(在宅生活)、入所・入院からの地域移行に関する支援の対象者、地域の複数の社会資源を活用している(したい)利用者、1つ以上の障がい福祉サービスを利用している(したい)利用者など。
 - ④ 自らの課題意識でアセスメントをしたい、或いはアセスメントについて他者の意見を聞いてみたい利用者
 - ⑤ ケース提供について、承諾が得られる利用者
- ※ **必ず利用者の了解を得てください。受講者と実習協力者間のトラブルについて事務局は一切関与しません。**
※ **65歳以上の介護保険サービス利用者であっても、上記①～⑤を全て満たす場合は可とします。**

※実際の支援の中では下記のような方も当然おられるはずですが、実習の獲得目標・研修意図から、以下に挙げる利用者はケース選定から避けて下さい。

- ・緊急性の高い事例、危機介入の必要な利用者
- ・本研修の期間中に関係性の構築が困難な利用者
- ・本研修の期間中に会うことが困難な利用者
- ・現在のところ本人のゴールがない、本研修の期間中に定まりがたいと想定される利用者
- ・ケースの特性上、個人が特定される可能性がある利用者

●その他

▽課題の記載にあたっては個人を特定できる情報や特徴的な情報は伏せるなど、個人情報保護についてご配慮願います。

▽個人名や事業所名、関係機関は特定できないよう「Aさま」「就労継続支援B型C事業所」としてください。

▽本名はもちろん、イニシャルや仮名は使用しないでください。

▽提出にあたっては利用者本人等の同意を得てください。(誓約書の添付は不要)